

第10回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和4年3月30日（水）
9時30分から11時10分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 12名
- 4 欠席委員・・・2名 池田陽子委員 木脇文雄委員

5 議事

- 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の許可申請について
- 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
- 議案第4号 農地法第5条の許可申請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画について
- 議案第6号 非農地証明願について

- 6 農業委員会事務局 局長・次長・水元・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:30	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、ただ今から、第10回日南市農業委員会総会を開会いたします。11番池田陽子委員、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇文雄委員より欠席届が提出されております。8番木佐貫睦子委員は遅れて来られます。ただ今の出席農業委員は17名、農地利用最適化推進委員は12名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に17番山本博己委員、18番山元陸愛委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程によ

事務局	り進めさせていただきます。本日は議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。
議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第1号から議案第6号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
事務局	それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました7件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番から7番はすべて、経営規模拡大のためとなっております。 次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事への申請がありました3件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番は駐車場用地のため、受付番号2番は植林のため、受付番号3番は農業用施設用地のためとなっております。 次に、議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、県知事への申請がありました1件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、太陽光発電施設用地の変更のためとなっております。 次に、議案第4号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました13件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番は資材置場用地のため、受付番号2番、3番、11番は植林のため、受付番号4番は

9:38	事務局	駐車場用地のため、受付番号 5 番、7 番は宅地分譲用地のため、受付番号 6 番、8 番、10 番、12 番は一般個人住宅用地のため、受付番号 9 番は建売住宅用地のため、受付番号 13 番は資材置場・駐車場用地のためとなっております。 次に、議案第 5 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、11 件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、更新の利用権設定が 5 件、所有権移転が 2 件、中間管理権設定が 4 件となっております。 次に、議案第 6 号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました 3 件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号 1 番から 3 番は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものであります。以上、説明しましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室 1、吾田・油津地区、東郷・鵜戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 をお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は 10 時 10 分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。 地 区 別 審 査 （各会場にて）

10:10	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請について7件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	井 上 (友)	はい、1番井上です。受付番号1番について説明します。3月26日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。譲渡人本人は入院中で、息子さんに3月26日連絡を取りました。申請地は、吾田地区隈谷で、上隈谷公民館より中隈谷へ向けて500m程の右側の畑と水田です。譲受人は宮崎市内在住ですが、頻繁に帰省し農作業をされています。トマト、日向夏、水稻等を作付けされています。いずれは帰ってきて農業を続けるとのことです。取得後は、畑にはキウイ、ブドウ、田には飼料作物を作付けされとのこと。問題ないと思います。ご審議をお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番、3番について担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号2番について説明します。3月23日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、東郷地区殿所で、星倉トンネルから殿所方面へ100mの所です。譲渡人は数年前から譲受人に耕作管理を任せていましたが高齢となり離農のため譲受人に譲りたいとのこと。問題ないと思いますので、ご審議をお願いします。 続いて、受付番号3番について説明します。3月26日、大藤担当の河野委員の協力を得て、譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は、北郷町大藤で、県道日南高岡線沿い大藤橋から大藤踏切を横断し山道を約150m入った道路脇に位置します。譲渡人は管理ができないため経営規模縮小で、譲受人は経営規模拡大です。取得後は牧草を作付けする予定です。後ほどの案件にあります農業経営基盤強化促進法の農地利用集積計画の関連案件でもあります。問題ないと思います。ご審議をお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
	作 本	はい、4番作本です。受付番号4番について説明します。3月23

作 本	日、譲受人、譲渡人双方に連絡し、3月25日、譲受人立会いのもと現地確認しました。譲受人は果樹を基幹作物としている専業農家です。申請地は、細田地区上塚田で、細田から酒谷に抜ける県道と広域農道の交わる交差点から串間方面に約400m、東に約100mの所に位置します。これまで譲受人が譲渡人から借りて耕作していた農地ですが、譲渡人が高齢で財産を早く処分したいとのことで今回の申請となりました。譲受人は今後も引き続き農業していきたいとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
木佐貫	はい、8番木佐貫です。受付番号5番について説明します。3月24日に譲渡人に電話確認し、3月25日、譲渡人立会いのもと現地確認しました。申請地は、北郷町大藤地区で建設会社を過ぎてすぐ左折し人家が途切れた所の三角形の畑です。譲渡人は高齢のため、譲受人は経営規模拡大のため今回の申請となりました。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	続きまして、受付番号6番について、担当委員より報告願います。
平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号6番について説明します。3月28日に譲受人、譲渡人に確認しました。申請地は、南郷町中村地区新開の一画でハートフルセンターの手前になります。譲渡人は、大阪府に在住で財産整理のために譲渡されるとのことです。譲受人は、畜産と稲作を営んでいる専業農家です。取得後は飼料作物を栽培されるとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号7番について、担当委員より報告願います。
倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号7番について説明します。3月25日、譲受人、譲渡人に連絡し、現地調査しました。申請地は、南郷町榎原地区で、黒潮環境センターから西に500mの畑です。譲受人は経営規模拡大で、譲渡人は高齢による離農です。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

10:18	倉 元	以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第1号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について3件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	はい、12番歌津です。まず受付番号1番について説明します。3月24日、申請人、申請人の長女と現地確認しました。申請地は東郷地区風田で、国道220号線沿いの病院前の信号機から山側に市道を約150m進んだ正面に位置します。付近は山林化されており隣接地の境界は盛土がしてあり土砂の流出を防いでいました。今後、付近に被害が発生する場合は直ちに対応しますとのことです。 続いて受付番号2番について説明します。現地調査は、受付番号1番と申請地、申請人が同じでしたので同時に行いました。付近は山林化されており農地への影響は少ないと思われますが、隣接地とは3mの間隔を置き植栽されていました。今後付近に被害が発生する場合は直ちに対応し被害を防除するとのことです。2件とも事後申請ですので始末書が添付されております。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号3番について説明します。3月29日、申請人立会いのもと現地調査しました。申請地は、南郷町脇本地区で脇本集落の一画の山際に位置します。申請人は、10年程前に農業後継者として和牛繁殖農業に従事しています。現在母牛19頭を肥育していますが、現在の牛舎では増頭できないとのことで隣接する申請地に牛舎を建設したく申

10:22	加 藤	請するものです。なお、公害防止協定も結ばれており、堆肥処理の適正な処理をはかるため日南堆肥センターとの契約もされています。問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第3号、農地転用事業計画変更申請について1件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	田 端	はい、2番田端です。受付番号1番について説明します。この案件は、今回承継者の会社が以前に5条申請し、その後隣接地に建設用地が入り込んでいることが判明し、その部分だけの追加申請がありました。この追加申請分について変更申請するものです。事務局にお願いですが、変更申請等の場合は、当初からの経緯が分かりませんので経緯が分かるように議案に記載していただきたいと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今、報告がありましたが、この議案を見たときに、最初からの流れが分からないので、2段書きや1回目2回目などわかるように表示していただきたいと思いますと思いますが、事務局どうでしょうか。
	事務局	今おっしゃられたとおり、経過についても今後皆様にわかりやすいように表示していきたいと思えます。以上です。
	議 長	皆様にわかりやすいように表示していくとのことでございます。ただ今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。

10:28	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第3号について、議案に賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり承認することに決定しました。
	議 長	次に、議案第4号、農地法第5条の許可申請について13件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16番山口です。受付番号1番について説明します。3月26日、譲受人、譲渡人に電話連絡し、3月27日両者立会いのもと現地確認しました。譲受人は飢肥在住の方で、譲受人は飢肥地区で土木建築を営む有限会社代表者です。申請地は飢肥地区楠原です。飢肥観光駐車場下の城之下橋を吉野方方面に進み右手の工務店手前の農道を約200m進んだ箇所です。譲受人は現在使用している資材置き場が手狭になり近くに土地を探していたそうで、取得後は責任をもって維持管理に当たるとのことです。周辺は住宅化しており影響を与える農地はありません。隣接地の境界にはL型を設け土留めし、雨水は現在の土側溝にU字側溝を設け処理するとのこと。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番、3番について、担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。まず、受付番号2番について説明します。申請地は酒谷地区白木俣前津留です。国道沿い左側の小布施の滝入り口から林道を歩いて約1kmの箇所です。畑の痕跡はありますが周囲は山林化しています。譲渡人、譲受人には26日に連絡を取り、譲渡人とは電話で話をしました。無断で杉を植林し、譲渡する際に地目が畑である事が判明し、転用の追認申請をしましたとのこと。譲受人とは27日に現地確認をしました。伐採後は杉を植林し、造林計画に基づき適切な森林管理をしていくとのこと。周囲は山林化され、影響を与える農地はありません。始末書も添付されており問題ないと思います。 次に、受付番号3番について説明します。申請地は酒谷地区石原

	向 高	河内上の周辺です。国道 222 号線沿い右側の市道石原線を 500m 進み、小松山登山口看板から 100m 進み、左へ 800m の谷川沿いになります。譲渡人、譲受人には 28 日に連絡を取り、譲渡人とは電話で話をしました。譲渡人は農地転用の手続きをせず夫が杉を植林し、その後相続したとのことです。申請地を山林として購入しましたが、譲受人に譲渡する際、農地であることが判り、追認申請したとの事です。譲受人とは 28 日に現地確認しました。現在はクヌギと雑木ですが伐採後は杉を植林し、適性管理していくとの事です。周囲は山林化され、影響を与える農地はありません。始末書も添付されており問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番から 7 番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17 番山本です。まず受付番号 4 番について説明します。3 月 27 日に現地調査しました。譲渡人、譲受人には電話で確認しました。申請地は、吾田地区西弁分中浦です。譲渡人は財産整理で手放すとのことです。譲受人は本申請地の土地建物を以前取得しましたが、駐車場がないため今回取得するとのことです。周囲に影響を与える農地はありません。問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。 次に、受付番号 5 番について説明します。3 月 27 日に現地調査しました。譲渡人、譲受人には電話で確認しました。申請地は、吾田地区西弁分五丁目です。譲渡人は財産整理で手放すとのことです。譲受人は不動産会社を営んでおり、分譲宅地にして販売する計画です。周囲に影響を与える農地はありません。また、造成にあたっては排水を市道側の排水溝に流せる合併浄化槽を設置できるようにする計画です。問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。 次に、受付番号 6 番について説明します。3 月 26 日に現地調査しました。譲渡人には電話で確認し、譲受人には現地立会いしてもらいました。申請地は、吾田地区西弁分五丁目です。管工事設備会社の事務所の 50m 程北側になります。譲渡人は財産整理で手放すとのことです。譲受人は隣接地に居住していますが、本申請地に息子の家を建築する計画です。南側に農地がありますが L 型擁壁が設置さ

	山 本	れ、西側は宅地となっています。東側には公道があり雨水は側溝に流し、生活排水は合併浄化槽を設置し処理します。問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。 次に、受付番号 7 番について説明します。3 月 23 日に譲渡人立ち会いのもと現地調査しました。譲受人には電話で確認しました。申請地は、吾田地区西弁分五丁目で、中浦公民館の南側にあたります。譲渡人は財産整理で手放すとのことです。譲受人は不動産会社を営んでおり、宅地造成して分譲販売する計画です。造成のみですので周辺農地に影響を与えることはありません。問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 8 番について、担当委員より報告願います。
	田 端	はい、2 番田端です。受付番号 8 番について説明します。3 月 23 日、譲渡人、譲受人には電話で確認しました。申請地は、吾田地区吾田西三丁目で、歯科医院の隣です。周囲は住宅地です。譲受人は三股町に居住しており職場が日南ということで、今回本申請地に住宅を建設したいとのことです。周囲に影響を与える農地はありません。また、建設に当たっては、隣接地境界にはブロック塀を設置し、生活排水は日南市公共下水道に流す計画です。吾田土地改良区の意見書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 9 番について、担当委員より報告願います。
	山 元 (敏)	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号 9 番について説明します。3 月 23 日に譲受人会社の責任者立会いのもと現地調査しました。申請地は、吾田地区星倉四丁目です。国道 222 号線沿い星倉四丁目の信号機を右に曲がった所です。譲受人は不動産会社を営んでおり、閑静な場所を探してバランスの取れた良質な建物を提供することを目的としています。申請地は住宅地として発展しており生活に便利な場所で希望者が多い地区です。本申請地 325 m²の畑と、すでに宅地となっている土地を合わせて建売住宅を 2 棟建設する予定です。申請地の左側と奥は住宅地で、正面と右側は市道です。すでに境界にはブロック塀が設置されており

山 元 (敏)	ますが、古くなっているのでやり直すとのことです。生活排水は日南市公共下水道に流し、雨水は道路側溝に流します。問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号 10 番について、担当委員より報告願います。
平 方	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 10 番について説明します。3 月 26 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。譲渡人には電話で確認しています。申請地は、東郷地区松永で、県道日南高岡線沿いの松永交差点を 4、5m 入った右角に位置します。市道と譲受人玄関先の間の土地です。譲渡人は譲受人と親戚関係にあり、本申請地に隣接する譲渡人の土地を購入し住宅を建設し住んでいます。市道から宅地に至る道路が里道しかなく道路を拡張するため本申請地を購入したいとのことです。市道と宅地に囲まれた分は家庭菜園として利用するそうです。本申請地の周囲は宅地または市道となっており、影響を与える農地はありません。排水については、県道沿いの側溝に流れるようになっています。問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 11 番について、担当委員より報告願います。
作 本	はい、4 番作本です。受付番号 11 番について説明します。3 月 23 日に譲渡人、譲受人に連絡しました。譲渡人は宮崎市在住で、譲受人は塚田で林業を営んでいます。3 月 26 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は細田地区塚田で、上塚田公民館から細田方面へ 400m 程下った所からさらに 600m 程上った所です。申請地は亡父が譲渡人の弟さんへ譲渡され、その弟さんが亡くなられて平成 31 年に相続され現在に至っております。宮崎市在住のため財産処分したいとのことです。相続時より山林化しており、境界線も分からない状況でした。譲受人が下狩りをしてくださいまして、立ち合い時は境界を確認することができました。周囲は山林化しており影響を与える農地はありません。取得後は、山林として適正管理していくとのことです。亡父が無断で杉を植林していたもので、始末

作 本	書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 12 番について、担当委員より報告願います。
福 井	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の福井です。受付番号 12 番について説明します。3 月 23 日、譲渡人立会いのもと現地調査しました。申請地は、下方研修センター前から津屋野方面へ約 250m の九社神社の鳥居の横です。譲受人は現在アパートに親子 3 人住まいですが、数年前より家を建てようと計画していました。譲渡人である母親から自宅横の土地を贈与してもよいとの申し出があり本申請となりました。3 月 24 日に代理人及び施工業者に立ち会ってもらい、汚水雨水は市道横の側溝に排水することを確認しました。周囲の農地には影響はありません。水利組合の意見書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 13 番について、担当委員より報告願います。
谷 元	はい、15 番谷元です。受付番号 13 番について説明します。3 月 28 日、譲渡人の共有者 4 名は県外在住の離農者のため、代理人立会いのもと現地調査しました。申請地は、北郷町郷之原で、県道日南高岡線、JR 日南線の踏切より約 400m 先の左側、管工事会社の住宅事務所に隣接する田です。10 数年前より遊休地でした。申請地は住宅と住宅に挟まれた農地であり、譲受人は管工事をされていますが、資材置き場として取得するものです。南側、北側についてはブロック塀、東側が道路、西側が用水路です。排水等も問題ありません。問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
全委員	ありません。

10 ; 48	議 長	では、議案第 4 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 5 号、農用地利用集積計画について 11 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番、2 番について、担当委員より報告願います。
	田 端	はい、2 番田端です。受付番号 1 番、2 番について借受者と場所が同じですので同時に説明します。申請地は細田地区塚田です。3 月 23 日に貸付者に確認しました。借受者は、これまでも作っていたので、今後も作っていくとのことです。更新ですので問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	谷 口	はい、9 番谷口です。受付番号 3 番について説明します。3 月 25 日、貸付者に電話で確認し、借受者立会いのもと現地調査しました。申請地は細田地区萩之嶺で、JA はまゆう細田支所より大窪方面へ向かい左手のハウス施設の一画になります。貸付者は高齢で経営規模縮小です。借受者は、キュウリ、ピーマンを栽培されてる認定農業者です。更新ですので問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
	井 上 (英)	はい、13 番井上です。受付番号 4 番について説明します。3 月 23 日、貸付者立会いのもと現地確認しました。申請地は大窪仮屋、塚田、酒谷地区に分布する柑橘園です。貸付者は父親で共に生産管理しています。更新ですので問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 5 番について説明します。3 月 27 日、貸付者、借受者に連絡を取り確

10:53	平 部	認しました。申請地は南郷町上津屋野地区の田園地帯の一面です。貸付者は沖縄県在住で農業はされていません。借受人はWCS、飼料米を栽培されるとのことです。更新ですので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第5号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第5号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号6番について担当委員より報告願います。
	南	はい、吾田・油津地区農地利利用最適化推進委員の南です。受付番号6番について説明します。申請地は大窪地区で、広域農道飢肥串間線を串間方面へ進み寺村トンネル手前を左折し約200mのミカン園です。3月25日に大窪担当の井上委員の協力を得て、譲受者立会いのもと現地調査をしました。譲渡者には、3月29日、電話で確認しました。ご主人が亡くなられて管理が出来なくなったため、手放すことにされたそうです。譲受者はミカン農家で経営規模拡大です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号7番について、担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鵜戸地区農地利利用最適化推進委員の平方です。受付番号7番について説明します。3月26日、大藤担当の河野委員の協力を得て譲受者立会いのもと現地調査しました。申請地は北郷町大藤で、県道日南高岡線沿い大藤橋から大藤踏切を横断し山道を約200～300m入った山中に位置します。申請地は、畑13筆、農業用施設です。以前は譲渡者が養豚業をしていましたが、管理が行き届かなくなり所有権移転に至ったそうです。譲受人は現在70頭の肥育繁殖牛を飼育しています。問題ないと思いますので、ご審議よろ

10:56	平 方	しく願ひします。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から所有権移転についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第5号、農用地利用集積計画、所有権移転について計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第5号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号8番について、担当委員より報告願ひします。
	南	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号8番について説明します。申請地は吾田地区下隈谷で、県道436号線を日南方面から南下し酒造会社を過ぎて左折してすぐの2筆の田です。3月29日貸付者立会ひのもと現地調査しました。貸付者は経営規模縮小です。問題ないと思ひます。ご審議よろしく願ひします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号9番、10番について、担当委員より報告願ひします。
	井 上 (友)	はい、1番井上です。受付番号9番、10番について同時に説明します。3月23日、電話確認しました。申請地は、9番が中隈谷公民館から上隈谷へ向けて約1.2km行つた左側の水田です。10番は、そこから約100m行つた右側の水田です。どちらも綺麗に耕作されていました。中間管理権設定ですので、問題ないと思ひます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号11番について、担当委員より報告願ひします。
	杉 本	はい、5番杉本です。受付番号11番について説明します。3月28

10:59	杉 本	日に貸付者立会いのもと現地調査をしました。申請地は、細田地区萩之嶺で、細田 5 部消防団詰所から南の方向に約 400m 行った左側の水田です。貸付者は昨年まで米を栽培していましたが高齢による経営規模縮小です。中間管理機構の設定で問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から中間管理権設定についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 5 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 6 号、非農地証明願について、3 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17 番山本です。受付番号 1 番について説明します。3 月 27 日に現地調査しました。申請地は吾田地区西弁分で、曹子神社の裏にあたります。孟宗竹が生い茂っていました。農地の復元は物理的に困難であると思われます。所有者は県外在住です。非農地証明は問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利利用最適化推進委員の平方です。受付番号 2 番について説明します。申請地は、議案第 4 号受付番号 10 番の隣接地で、東郷地区松永、県道日南高岡線沿いの松永交差点の 5m 先で県道に沿ったところです。所有者は宮崎市在住のため、議案第 4 号受付番号 10 番の譲受人が代理人として 3 月 26 日に立会い現地調査しました。登記地目は畑ですが、現地は竹林、雑木が生い茂っていて山林化しています。傾斜も急で農地の復元は物理的に困難であると思われ、非農地証明は問題ないと思います。ご審議よろ

	平 方	しくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	高 崎	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号 3 番について説明します。3 月 26 日、相続予定者立会いのもと現地確認しました。申請地は、北郷町北河内で広域農道沿いの桜橋から約 500m 飢肥に向かった右側の道路脇です。以前は田でしたが、雑木で生い茂っており周辺は山林化しています。農地の復元は困難であると判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 6 号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 6 号は原案どおり承認することに決定しました。
11 : 04	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。
		《報告事項》
11 : 10		終 了

第10回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長

石 久 光 

署名委員

山 本 博 己



山 元 陸 俊

